

貨物利用運送事業法（外国人国際貨物利用運送事業を除く）

1. 案内情報

- 手続名：・第一種貨物利用運送事業の事業の廃止の届出
- 手続根拠：・貨物利用運送事業法第15条
・貨物利用運送事業法施行規則第16条
- 手続対象者：・第一種貨物利用運送事業者を廃止した者
- 提出時期：・第一種貨物利用運送事業を廃止した日から30日以内
- 提出方法：・第一種貨物利用運送事業の廃止届出書を作成し、当該事業の提出先へ提出して下さい。
・自動車貨物利用運送事業
・鉄道貨物利用運送事業
・内航貨物利用運送事業
・外航貨物利用運送事業
・国内航空貨物利用運送事業
・国際航空貨物利用運送事業
- 手数料等：・なし
- 添付書類・部数：・添付書類はなし。
・提出部数については最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書様式：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。

提出先については、別添提出先一覧表をご参照下さい。

2. 窓口情報

- 相談窓口：・別添「貨物利用運送事業・相談窓口一覧」をご参照ください。
- 受付時間：・最寄の相談窓口へお問い合わせ下さい。
- 申請書提出先：・別添「提出先一覧」をご参照ください。
- 連絡先：・別添「連絡先一覧」をご参照ください。

3. 注意事項

複数の輸送モードを登録している場合で、その内の1つのモードのみの事業を廃止する場合には、変更登録の手続きを行います。詳しくは各相談窓口にご相談ください。